

北区小中一貫校設置検討委員会報告書

—北区の小中一貫教育の推進役となる学校の設置に向けて—

平成27年11月

北区小中一貫校設置検討委員会

はじめに

北区は、平成15年度に「北区学校ファミリー構想」を策定し、他区に先駆けて、小中連携教育を推進してきました。その成果を踏まえ、平成20年度には「小中一貫教育基本方針」を策定し、モデル事業を経て、平成24年度から「学校ファミリーを基盤とした北区の小中一貫教育」を全校で実施しています。

また、平成25年度に発足した「北区小中一貫教育検証委員会」において、小中一貫教育の全校実施の成果を2年間検証するとともに課題を把握し、より一層の改善・充実に向けて検討を行いました。

平成27年6月17日、小学校と中学校の9年間の義務教育を一貫して行う小中一貫校を制度化する改正学校教育法が成立しました。「義務教育学校」という名称で、小・中学校と同じく、同法第1条で学校に位置付けられました。平成28年4月から施行され、各区市町村の判断で導入できることとなります。

こうした背景を踏まえ、本検討委員会は、北区における小中一貫教育の充実と発展を目指し、北区の小中一貫教育を牽引していくための推進役としての施設一体型小中一貫校の設置について検討を行い、報告書にまとめました。

今後、施設一体型小中一貫校において、9年間の一貫した教育活動や学校マネジメントを行うことで、教育内容の充実を図り、「中1ギャップ」の解消、子どもの発達の早期化への対応、学力向上等、北区の教育が抱える諸課題の解決に資するとともに、施設一体型小中一貫校における成果を、他の区立小・中学校にフィードバックすることで、北区全体の小中一貫教育の更なる充実・発展が図られることを願ってやみません。

北区小中一貫校設置検討委員会

目 次

はじめに

第1章 北区における施設一体型小中一貫校設置の背景

- (1) 北区における小中一貫教育の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 北区における小中一貫教育の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 北区における施設一体型小中一貫校の設置についての基本的な考え方

- 基本的な考え方(1) 施設一体型小中一貫校の位置付けについて・・・・・・・・ 4
- 基本的な考え方(2) 施設一体型小中一貫校の教育について・・・・・・・・ 4
- 基本的な考え方(3) 施設一体型小中一貫校の運営について・・・・・・・・ 5
- 基本的な考え方(4) 施設一体型小中一貫校の施設について・・・・・・・・ 6
- 基本的な考え方(5) 施設一体型小中一貫校の設置に向けて・・・・・・・・ 7

- 資料1 北区小中一貫校設置検討委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 資料2 北区小中一貫校設置検討委員会検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 資料3 小中一貫教育の類型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 資料4 23区の小中一貫校設置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 資料5 平成27年度児童・生徒数及び学級数一覧(平成27年5月1日)・・・・ 15
- 資料6 学校の適正規模について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第1章 北区における施設一体型小中一貫校設置の背景

(1) 北区における小中一貫教育の経過

北区における小中一貫教育は、北区学校ファミリー構想（平成15年7月策定）の取り組みを踏まえ、小学校と中学校の校舎が離れていることを前提とし、一つの中学校と複数の小学校を一つの単位とするサブファミリーを基本に、「学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育」を推進してきた。

その経過は、第1段階として、平成19～20年度に小中一貫教育に関する基本的考え方についての検討組織を設置し、平成20年11月に「北区小中一貫教育基本方針」を策定した。

次に、第2段階として、平成20～23年度において4つのサブファミリーでモデル事業を実施し、その成果を踏まえ、平成24年2月に「北区小中一貫教育実施方針策定基準」をまとめた。

そして、これに基づき、第3段階として、平成24年度から小中一貫教育を全校で実施・推進している。

また、モデル事業と併行して小中一貫教育カリキュラムの作成を進め、平成22年度に小学校のカリキュラムを、平成23年度には中学校のカリキュラムを作成し、平成24年度における見直し・修正作業を経て、最終的に平成25年7月に「北区小中一貫教育カリキュラム」としてまとめ、全教員に配布した。今後は、使用教科書の採択にあわせて改訂を予定している。

(2) 北区における小中一貫教育の検証

平成26年度「北区小中一貫教育検証委員会」において、北区における小中一貫教育のこれまでの取り組みについて、次の3つの資料等に基づき検証した。

- i 「7つの具体的な取り組み」に関する成果と課題
- ii 文部科学省が平成26年7月に実施した「小中一貫教育等についての実態調査」の結果
- iii 児童・生徒に関する各種データ（「北区基礎・基本の定着度調査」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」「北区立小・中学校いじめ認知件数」「不登校児童・生徒数」）

各資料を分析した結果、全体として、北区における小中一貫教育はサブファミリー間に濃淡はあるものの着実に前進しているものと判断でき、今後、さらなる充実と発展を図るためには、直面している諸課題にしっかりと対応するとともに、国や社会の動向などにも十分配慮する。そして、以下の3つの視点を持って取り組みを進めていくべきとされ、今後は北区における小中一貫教育の「第4段階」として、内容の質的向上に努め、より一層の充実を図るとともに、小中一貫校の設置という新たな展開を視野に入れ、小中一貫教育を発展させていく。そのためには、教職員や教育委員会の努力だけでなく、保護者や地域住民等と一体となった取り組みを図る必要があり、その具体的な推進方法について、検討すべきと思われる諸事項が挙げられた。

視点1 就学前教育から中学卒業後の子どもたちを見据えた小中一貫教育を、保護者や地域住民と一体となって推進する

【検討事項】

- 「北区小中一貫教育基本方針」の見直し
- 「北区小中一貫教育カリキュラム」の拡充
- サブファミリー単位での学校評議員の任命やコミュニティ・スクール指定
- サブファミリー単位でのPTA活動や学校支援地域本部活動の推進
- 小中一貫教育に関する成果指標の明確化

視点2 小中一貫教育の推進に向けて、教職員等が十分に能力を発揮できる環境を整える

【検討事項】

- 「北区小中一貫教育実施方策策定基準」の見直し
- 小・中学校兼務教員による乗り入れ指導の実施
- 小学校高学年の学級担任制から教科担任制への移行
- サブファミリー内での情報共有による課題への円滑な対応

視点3 小中一貫教育を牽引していくための小中一貫校を設置する

【検討事項】

- 小中一貫校の設置
- 教職員の人事配置

第2章 北区における施設一体型小中一貫校の設置についての 基本的な考え方

本検討委員会では、「北区小中一貫教育検証委員会報告書」を踏まえ、北区における小中一貫教育の充実と発展を目指し、北区の小中一貫教育を牽引していくための推進役となる施設一体型小中一貫校の設置について検討を行い、以下の5つの視点から基本的な考え方を整理した。

基本的な考え方（1）	施設一体型小中一貫校の位置付けについて
基本的な考え方（2）	施設一体型小中一貫校の教育について
基本的な考え方（3）	施設一体型小中一貫校の運営について
基本的な考え方（4）	施設一体型小中一貫校の施設について
基本的な考え方（5）	施設一体型小中一貫校の設置に向けて

なお、北区では先述のとおり、「北区学校ファミリー構想」に基づき、小中一貫教育を推進してきたところである。また、通学区域については、児童生徒の住所に基づき指定された小・中学校へ入学する「通学区域制度」を堅持している。

他自治体の例をみると、施設一体型の小中一貫校については、通学区域を広げるなどの措置がとられているものが多く見受けられるが、今回の検討にあたっては、これまでの北区教育委員会の考え方を尊重し、以下の条件を設定した。

条件① 通学区域について

北区では、「地域の子どもは地域で育てる」という考え方に基づき、通学区域制度を採用しており、施設一体型小中一貫校についても、原則として、既存の通学区域制度を適用することを前提とし検討を進める。

なお、本検討委員会において、「小中一貫教育について先進的な取組を実践する施設一体型小中一貫校の教育を児童・生徒に受けさせたいという場合に、特例的に就学を認める『特認校』の適用についても検討すべき」との意見があった。

条件② 学校ファミリー構想について

北区では、学校ファミリー構想に基づき、中学校1校とその通学区域内の複数の小学校、幼稚園からなるサブファミリーを基盤として小中一貫教育を推進してきた。施設一体型小中一貫校の設置にあたっては、これまでのサブファミリーの

枠組みを尊重し、学校ファミリー構想との調和を図っていく。

基本的な考え方（１） 施設一体型小中一貫校の位置付けについて

①施設一体型小中一貫校に期待すること

施設一体型小中一貫校は、施設分離型に比べ教職員間の意思疎通、情報の共有化等が図り易いことが大きな特長である。この特長を活かし、小学校と中学校の義務教育9年間についての一貫した教育目標の設定や一貫した学校マネジメント等、積極的に新たな取り組みにチャレンジすることで、より一層教育内容を充実させ、「中1ギャップ」の解消、子どもの発達への早期化への対応、学力向上等、北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることを期待する。

そして、施設一体型小中一貫校における成果について、施設が分離していても可能な実施方法等を検討し、他の区立小・中学校にフィードバックすることで、北区全体の小中一貫教育の更なる充実・発展を図る「小中一貫教育の推進役」となることが期待される。

②学校規模について

施設一体型小中一貫校の学校規模については、学校教育法施行規則第四十一条及び第七十九条、並びに北区学校適正規模等審議会第1次答申（平成6年2月）及び第3次答申（平成21年9月）を踏まえた学校規模とし、9年間に渡る学校生活において、人間関係の固定化が生じることのない学校規模とする。（資料6参照）

基本的な考え方（２） 施設一体型小中一貫校の教育について

①学年段階の区切りについて

改正学校教育法において、義務教育学校の修業年限を9年とするものの、小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分するとされたことや、区内の他の小・中学校はもとより、区外の小・中学校における学年段階の区切りとの調和を図ることが必要である。

そのため、施設一体型小中一貫校における学年段階の区切りについては、6-3制をベースとして、9年間の教育目標の設定や9年間の系統性・連続性を確保した教育課程により教育活動を行うことが必要であると考えます。

ただし、小中一貫教育の先行自治体で実施されている4-3-2制、4-5制、5-4制等におけるメリットを可能な範囲で取り入れたうえで、9年間の教育活

動や学校運営を行うことを検討する必要がある。

②教科担任制について

先行自治体における小中一貫教育では、小学校高学年において教科担任制を導入している事例が多い。教科担任制については、専門性の高い教員が授業を行うことによる児童の授業内容の理解向上や各教員が得意分野を活かした授業を行うことによる授業実施の負担軽減などの効果が報告されている。

現在、北区でも小学校については音楽と図工（一部の学校では家庭科についても実施）について教科担任制を導入しているが、施設一体型小中一貫校においては、児童の授業理解の向上や教員の負担軽減を目指し、小中の教員の授業乗り入れ等により、国語・算数・理科・社会・体育・外国語活動（英語）等についての教科担任制の実施を検討する。

③部活動について

施設一体型小中一貫校の部活動については、部活動の活性化や授業以外での児童・生徒の健全育成を目指して、小学校高学年についても部活動への参加を検討する。

また、小学校の教員が施設一体型小中一貫校の部活動の顧問になることで、部活動の種類（量）や指導内容（質）の充実を図ることも検討する。

④学校行事の実施について

学校行事には、儀式的行事、文化的行事、体育的行事があるが、施設一体型小中一貫校については、敷地面積の制限等はあるものの、いずれの行事についても可能な限り小中合同での実施が望ましい。

ただし、行事の内容によっては、必ずしも9学年合同で行う必要はなく、小5・小6・中1の3学年での実施や小1～小4と小5～中3に分けた実施等、小中一貫校ならではの学校行事の実施を検討する。

基本的な考え方（3） 施設一体型小中一貫校の運営について

①教職員体制について

教職員体制については、施設一体型小中一貫校を改正学校教育法に新たに規定された「義務教育学校」とするのであれば、関係法令等の規定に基づく教職員配置となる。しかし、現在のところ当該政省令等が示されていないため、現時点に

において望ましい体制について検討した。

校長・副校長の配置については、全体を統括する校長 1 名、小学校の教育課程を管轄する副校長 1 名、中学校の教育課程を管轄する副校長 1 名を最低配置とし、小学校の教育課程と中学校の教育課程の円滑な連携を図るためのコーディネーター役となる副校長 1 名の配置を検討する。

また、小・中学校の教員に兼務発令等を行い、相互乗り入れ授業の実施体制の整備を検討する。特に、小学校において教科担任制を導入するための職員配置について検討を行う。

② P T A 活動について

P T A は任意団体であることを鑑み、設置校の保護者や地域の意見を十分に踏まえたうえで、施設一体型小中一貫校については、ひとつの学校として教育活動に取り組むことを目的としているため、P T A 活動についても出来る限り小・中が合同で活動することを検討する。併せて、小・中合同での P T A 活動を支援するための環境整備を行うことを検討する。

③ 地域との連携について

施設一体型小中一貫校については、地域と一体となった学校運営を推進するため、コミュニティ・スクールとすることが望ましい。現在の北区内におけるコミュニティ・スクールの指定は小学校のみであり、中学校におけるコミュニティ・スクールの指定が無い場合、施設一体型小中一貫校においてコミュニティ・スクールを導入し、その成果を他の区立中学校にも広げ、地域と一体となった学校運営を更に推進する。

また、北区の小・中学校については、学校教育に支障のない範囲で施設開放を行ってきた。施設一体型小中一貫校については、学校施設の高機能化・多機能化を進め、学校施設の区民・地域への開放をより一層推進する。

基本的な考え方（４） 施設一体型小中一貫校の施設について

① 9 年間の学びを支える施設環境の整備について

施設一体型小中一貫校については、9 年間の一貫した教育活動に適した施設環境および 9 年間の一貫した学校運営に適した施設環境を確保すべきである。

また、9 年間を通じて学校と地域が連携し、地域ぐるみで子どもたちの学びを支える場としての施設環境を確保すべきである。

②敷地面積について

9年間の教育活動、学校行事、部活動等をはじめ、学校開放での諸活動などを実施するため、諸々の制約の中にあっても、十分な敷地面積を確保し、校舎・校庭・体育館等を効果的に配置できるよう様々な工夫を行う必要がある。

③施設配置について

児童・生徒が9年間同一の施設で学習や生活を行うことになるため、児童・生徒が自らの成長が実感できるような空間構成や教室環境の整備の工夫を行う必要がある。

また、日常的な児童・生徒の動線を考慮し、緊急時には多人数が迅速に避難することができるよう、安全に配慮した校舎や教室等の配置を検討する。

④他施設との複合化について

施設一体型小中一貫校の設置にあたっては、学校教育の更なる充実を目指すとともに、「地域コミュニティの拠点」として、地域福祉の更なる向上を目指して、他施設との複合化を検討する。

基本的な考え方（5） 施設一体型小中一貫校の設置に向けて

①義務教育学校との関係について

本検討委員会で設置を検討している施設一体型小中一貫校については、改正学校教育法の趣旨を踏まえ、学校教育法第1条に新たに規定された「義務教育学校」としての設置を検討する。義務教育学校として施設一体型小中一貫校を設置する場合には、教職員体制や施設配置等、新制度に即した対応を検討していく必要がある。

また、改正学校教育法においては、施設一体型だけでなく施設分離型についても義務教育学校として位置付けられた。併せて、省令および政令において、「(仮称)小中一貫型小学校・中学校」の整備が検討されている。

学校ファミリー構想との調和や学校関係者、地域住民の意見を尊重しつつ、施設一体型における成果を他の区立小・中学校に拡充するための方策の1つとして「施設分離型義務教育学校」の設置や「(仮称)小中一貫型小学校・中学校」の設置についても検討する。

②学校改築改修計画との関係について

施設一体型小中一貫校については、北区における小中一貫教育の充実と発展を目指し、北区の小中一貫教育を牽引していくための推進役として設置すべきであり、上記の基本的な考え方（１）～（４）を基に、その対象となる学校を選定すべきである。

北区では、教育環境の充実に向けて学校の改築や改修を計画的に進めるため、平成26年3月に「北区立小・中学校改築改修計画」を策定した。今後、施設一体型小中一貫校を設置する際には、「北区立小・中学校改築改修計画」との整合を図り、同計画において未だ改築計画の定められていない中学校を施設一体型小中一貫校の候補とすることが現実的であると考えられる。

なお、施設一体型小中一貫校の設置にあたっては、教職員、PTA、保護者、地域住民等、関係者への説明会等を実施し、丁寧な説明を行い、十分な理解を得る必要がある。

③設置に向けた準備体制について

施設一体型小中一貫校については、近年増加の傾向であるが、全国的にも設置数は少なく、北区については、設置の実績がない。そのため、敷地面積や学校規模等の諸条件を十分に検討し、施設一体型小中一貫校の対象校を慎重に選定する必要がある。また、具体的な検討にあたっては、専管組織等を設置し、先進事例について十分な調査・研究を行い、北区の状況に応じた施設一体型小中一貫校の設置を推進すべきである。

併せて、学校は「地域コミュニティの拠点」であり、まちづくり・地域振興等の視点も重要であるため、全庁的な協力体制・連携体制を築いたうえで、北区初の施設一体型小中一貫校の設置を進める必要がある。

また、「(仮称)小中一貫校設置検討協議会」等を設置し、教職員、PTA、保護者等の学校関係者はもとより、地域住民の意見を十分に踏まえるために、計画・設計段階からの合意形成を図り、「地域に根ざした施設一体型小中一貫校」の設置を目指すことが求められる。

北区小中一貫校設置検討委員会設置要綱

27 北教政第 1098 号
平成 27 年 4 月 14 日教育長決裁

(設置)

第 1 条 小中一貫校の設置に向けて必要な事項を検討するため、「北区小中一貫校設置検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 北区における施設一体型の小中一貫校の設置に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(構成)

第 3 条 委員会は、教育長が委嘱又は任命する別表に掲げる者をもって構成する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱または任命の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、教育長の指名により決定するものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、検討事項に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、東京都北区教育委員会事務局次長が別に定める。

付則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日限りで失効する。

【別表】

委員

役職	所属	職名	氏名
委員長	文教大学	教授	葉養 正明
副委員長	東京福祉大学	教授	山本 豊
副委員長	東京都市大学	教授	山口 勝己
委員	王子桜中学校	校長	富張 雄彦
委員	飛鳥中学校	校長	鈴木 明雄
委員	滝野川小学校	校長	関口 修司
委員	田端小学校	校長	稲垣 光浩
委員	じゅうじょうなかはら幼稚園	園長	高橋 直子
委員	北区立中学校PTA	代表	池之野 真
委員	北区立小学校PTA	代表	酒巻 大
委員	北区町会自治会連合会	代表	鈴木 将雄
委員	北区青少年委員会	代表	内海 三保子
委員	教育委員会事務局	次長	田草川 昭夫
委員	学校適正配置担当	部長	木村 浩
委員	政策経営部	部長	依田 園子
委員	まちづくり部	部長	横尾 政弘

事務局

所属	職名	氏名
教育政策課	参事	登利谷 昭昌
学校改築施設管理課	課長	坂本 大輔
学校支援課	課長	野尻 浩行
学校地域連携担当課	課長	茅根 薫
教育指導課	課長	難波 浩明
教育政策課	主査	栗生 隆一
教育政策課	指導主事	小島 由子
教育政策課	主事	川名 麻裕美
学校改築施設管理課	主査	青木 新栄
学校支援課	係長	堀内 孝郎
学校地域連携担当課	主査	庄村 一秋
教育指導課	統括指導主事	畔柳 信之

北区小中一貫校設置検討委員会 検討経過

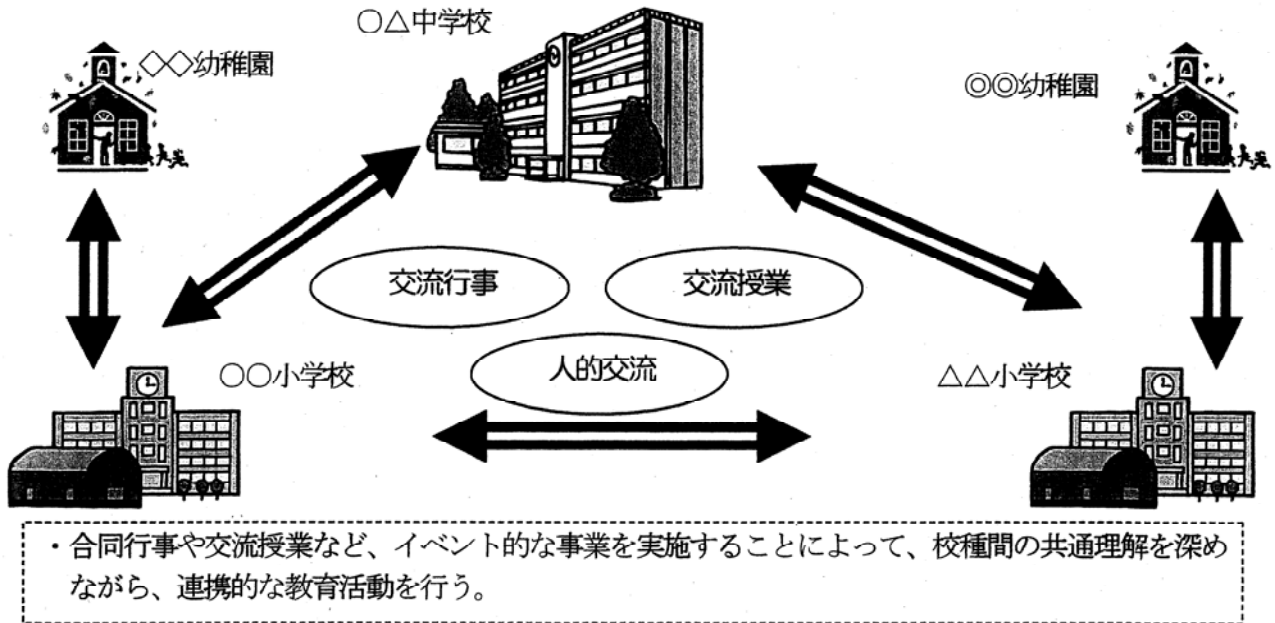
回数	時期	内容
第1回	平成27年4月28日(火) 18:00～ 教育委員会室	○委員会設置に関する趣旨説明 ○委員自己紹介 ○北区の小中一貫教育の経緯について
第2回	平成27年5月25日(月) 18:30～ 教育委員会室	○北区の小中一貫教育の課題について ○北区の施設一体型小中一貫校のあり方について(1) ・学年段階の区切りについて
第3回	平成27年6月30日(火) 18:30～ 教育委員会室	○北区の施設一体型小中一貫校のあり方について(2) ・学校の規模について ・運営上の諸課題について(学校教育)
第4回	平成27年7月28日(火) 18:30～ 教育委員会室	○北区の施設一体型小中一貫校のあり方について(3) ・運営上の諸課題について(学校行事、運営体制等)
第5回	平成27年9月29日(火) 18:30～ 教育委員会室	○北区の施設一体型小中一貫校のあり方について(4) ・設置の際にハード面で必要なことについて
第6回	平成27年10月27日(火) 18:30～ 教育委員会室	○北区の施設一体型小中一貫校のあり方について(5) ・まとめ

小中一貫教育の類型

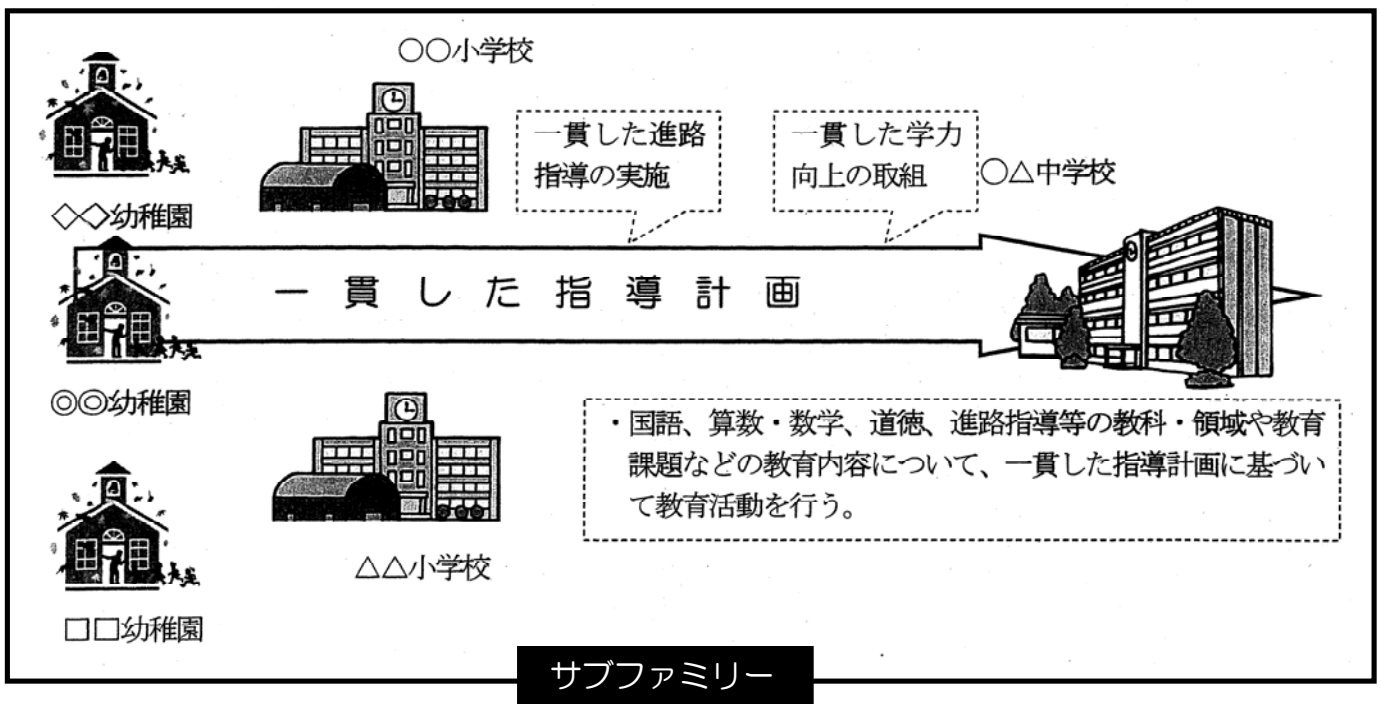
	小中連携教育	小中一貫教育 (学校ファミリーを基盤)	小中一貫校	
			施設分離型	施設一体型
定義	児童・生徒、教員の交流や合同の活動を通して小中学校間の円滑な接続を図るもの。	義務教育の小中学校9年間を一貫した教育課程のもとで教育活動を行うもの。	義務教育の小中学校9年間を一貫した教育課程と学校環境のもとで、すべての教育活動を行うもの。	義務教育の小中学校9年間を一貫した教育課程と学校環境のもとで、すべての教育活動を行うもの。
目的	小中学校間の円滑な接続	小中の連続性ある一貫した教育活動の充実	小中の連続性ある一貫した教育活動の充実	小中の連続性ある一貫した教育活動の充実
教育目標	それぞれの学校の教育目標。	それぞれの学校の教育目標。 サブファミリー内で共通に目指す子供像をもつ。	同一の教育目標	同一の教育目標
教育課程 (※注)	6・3制のままで円滑な接続を図る。	9年間にわたる一貫した教育課程。 6・3制。	9年間にわたる一貫した教育課程。 6・3制とは限らない。	9年間にわたる一貫した教育課程。 6・3制とは限らない。
学校経営	小・中学校それぞれの経営	小・中学校それぞれの経営	一元的・一体的な学校経営	一元的・一体的な学校経営
校舎	分離型が多い	分離型	分離型	一体型
児童生徒	計画的に連携・交流を行う。	それぞれの学校で、一貫した教育計画に基づいて生活する。	それぞれの学校で、同一の教育目標に基づいて生活する。	学校生活をともにする。
教職員	それぞれの学校に籍を置いたまま、互いに連携・協力して、児童・生徒の教育を行う。	それぞれの学校に籍を置いたまま、互いに連携・協力して、児童・生徒の教育を行う。	一つの学校の一員として、児童・生徒の教育にあたる。	一つの学校の一員として、児童・生徒の教育にあたる。

(※注) 教育課程・・学校教育の目的や目標を達成するため、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等について、学年に応じて教育の内容を授業時数との関連から総合的に組織した学校の教育計画のこと。

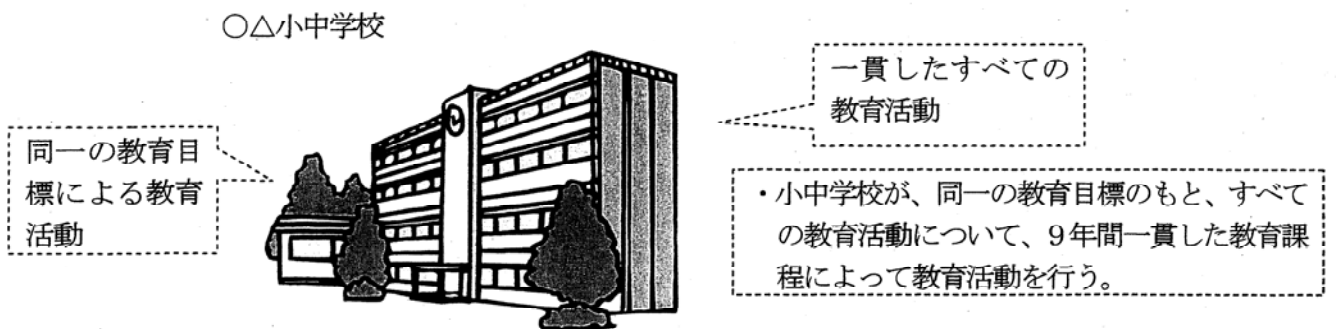
【小中連携教育】



【学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育】



【小中一貫校】



23区の小中一貫校設置状況

区名	校数	校名	学年段階の区切り
港区	2校	お台場学園、白金の丘学園	4・3・2制
品川区	6校	日野学園、伊藤学園、八潮学園、荏原平塚学園、品川学園、豊葉の杜学園	4・3・2制
渋谷区	1校	渋谷本町学園	4・3・2制
杉並区	1校	杉並和泉学園	6・3制
練馬区	1校	大泉桜学園	4・3・2制
足立区	2校	興本扇学園、新田学園	4・3・2制
葛飾区	2校	新小岩学園、高砂けやき学園	6・3制

平成27年度児童・生徒数及び学級数一覧(平成27年5月1日)

基準値 小1…35人 小2…40人(加配35人) 中1…40人(加配35人) その他40

	1年		2年		3年		4年		5年		6年		計		特支学級		日本学級
	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	知的	通級	
王子小	98	3	83	3	92	3	91	3	88	3	99	3	551	18		13	
王子第一小	115	4	113	4	127	4	119	3	104	3	121	4	699	22	3		
王子第二小	34	1	32	1	40	1	18	1	21	1	25	1	170	6			
王子第三小	52	2	59	2	58	2	42	2	68	2	52	2	331	12	2		
王子第五小	22	1	39	2	31	1	36	1	24	1	39	1	191	7		2	
荒川小	24	1	29	1	20	1	28	1	20	1	27	1	148	6			
豊川小	57	2	62	2	45	2	51	2	62	2	60	2	337	12	2		
堀船小	47	2	41	2	45	2	43	2	53	2	59	2	288	12			
柳田小	25	1	18	1	23	1	15	1	18	1	12	1	111	6		5	
東十条小	69	2	72	3	64	2	46	2	65	2	58	2	374	13			
十条台小	25	1	27	1	22	1	35	1	24	1	37	1	170	6			
としま若葉小	73	3	53	2	49	2	46	2	39	1	28	1	288	11			
清水小	31	1	20	1	20	1	19	1	12	1	14	1	116	6			
赤羽小	68	2	60	2	82	3	82	3	77	2	92	3	461	15	3	5	
岩淵小	32	1	42	2	38	1	21	1	27	1	31	1	191	7			
なでしこ小	71	3	68	2	91	3	78	2	66	2	90	3	464	15	2		
第三岩淵小	19	1	31	1	45	2	43	2	32	1	39	1	209	8			2
第四岩淵小	21	1	29	1	25	1	28	1	22	1	21	1	146	6			
梅木小	90	3	72	3	65	2	58	2	56	2	52	2	393	14			
神谷小	66	2	56	2	63	2	47	2	52	2	61	2	345	12			
稲田小	36	2	42	2	30	1	19	1	22	1	21	1	170	8			
桐ヶ丘郷小	76	3	61	2	85	3	91	3	87	3	95	3	495	17	2		
袋小	75	3	69	2	69	2	77	2	79	2	65	2	434	13			
八幡小	19	1	15	1	17	1	13	1	19	1	9	1	92	6		9	
浮間小	98	3	91	3	74	2	90	3	73	2	72	2	498	15	3		
西浮間小	96	3	86	3	106	3	89	3	117	3	98	3	592	18		3	
赤羽台西小	56	2	34	1	47	2	47	2	46	2	52	2	282	11			
滝野川小	96	3	78	3	78	2	73	2	79	2	100	3	504	15	3	5	
滝野川第二小	48	2	56	2	60	2	59	2	55	2	59	2	337	12	2		
滝野川第三小	46	2	72	3	47	2	52	2	62	2	57	2	336	13		3	
滝野川第四小	47	2	45	2	45	2	50	2	55	2	37	1	279	11			
滝野川第五小	40	2	49	2	44	2	46	2	46	2	42	2	267	12			
滝野川第六小	18	1	17	1	11	1	14	1	13	1	15	1	88	6			
西ヶ原小	52	2	49	2	48	2	33	1	46	2	35	1	263	10			2
谷端小	33	1	25	1	27	1	21	1	18	1	32	1	156	6			
紅葉小	59	2	52	2	63	2	39	1	57	2	57	2	327	11			
田端小	89	3	67	2	67	2	69	2	67	2	52	2	411	13			
通常計	2,023	74	1,914	72	1,963	69	1,828	66	1,871	64	1,915	66	11,514	411			4
特別支援計	21		18		20		20		30		30		139		22	45	
総計	2,044		1,932		1,983		1,848		1,901		1,945		11,653	433			

	1年		2年		3年		計		特支学級		日本学級
	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	知的	通級	
王子桜中	153	5	180	5	179	5	512	15		4	
十条富士見中	113	4	136	4	155	4	404	12			
明桜中	162	5	177	5	171	5	510	15	2		
堀船中	75	2	48	2	78	2	201	6			
稲付中	114	4	116	3	130	4	360	11	3		3
赤羽岩淵中	187	5	179	5	168	5	534	15	3		
桐ヶ丘中	167	5	150	4	152	4	469	13		4	
神谷中	49	2	45	2	57	2	151	6			
浮間中	159	5	154	4	157	4	470	13	2		
田端中	53	2	83	3	75	2	211	7			
滝野川紅葉中	151	5	164	5	141	4	456	14	2		
飛鳥中	93	3	79	2	70	2	242	7			
通常計	1,476	47	1,511	44	1,533	43	4,520	134			3
特別支援計	31		32		23		86		12	8	
総計	1,507		1,543		1,556		4,606	146			

学校の適正規模について

学校教育法施行規則

- 第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
- 第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。(以下、省略)

北区学校適正規模等審議会

- 第1次答申(平成6年2月)、第3次答申(平成21年9月)
小学校における適正規模の範囲として、(1学年2～3学級)×6学年が示された。
- 第1次答申(平成6年2月)
中学校における適正規模の範囲として、(1学年3～5学級)×3学年が示された。

北区小中一貫校設置検討委員会報告書

－北区の小中一貫教育の推進役となる学校の設置に向けて－

刊行物登録番号 27-1-070

発行年月 平成27年11月

発行 北区教育委員会事務局教育政策課

〒114-8546 北区滝野川2丁目52番10号

電話 03-3908-9279